

殿

発注者 \_\_\_\_\_

通知者 \_\_\_\_\_

## 設計等委託成績評定通知書（修正）

貴社が履行した委託について、東京都水道局設計等委託成績評定要綱第21条第4項で準用する第13条第1項の規定により、成績評定の結果等を下記のとおり修正したので通知します。

記

件名				
契約日	年 月 日	完了日	年 月 日	
業種番号	業種名	分野		
〇〇技術者				
成績評定		総評定点	点（項目別評定点は、〇-〇号様式のとおり）	
修正の理由				

75点以上は優良、60点未満は不良となります。

この成績評定に疑問がある場合（同要綱第17条及び第20条に規定する回答に付随して交付する場合を除く。）は、次の「成績評定についての問合せ先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間の末日が、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項の東京都の休日に当たるときは、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。）に説明を求めることができます。

また、その説明に苦情がある場合は、次の「苦情申立て宛先及び提出先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により苦情の申立てを行うことができます。苦情に対する回答は、書面により行います。

また、その回答に更に苦情がある場合は、再度の苦情申立てを行うことができます。

第17条の規定による回答に苦情がある場合は、次の「苦情申立て宛先及び提出先」に対して、回答を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により再苦情の申立てを行うことができます。

「成績評定についての問合せ先」

（委託主管課長）

「苦情申立て宛先及び提出先」

宛先：委託成績評定通知者（再度の申立ての場合は契約担当者等）

提出先：委託主管課長